

2 延滞金の計算方法

注1 ア)～シ)における延滞金の割合(注2に記載するものを除く)は、次により算出したもの。

図中の記号 期間	① 納期限の翌日から1か月を経過する日 まで	② 納期限の翌日から1か月を経過した日 から納税の日まで	☆
～平成11年12月31日	年7.3%	年14.6%	「日本銀行が定める商業手形の基準割引率 (公定歩合)に年4%を加算した割合」と 「年7.3%」のいずれか低い割合
平成12年1月1日～ 平成25年12月31日	「日本銀行が定める商業手形の基準割引率 (公定歩合)に年4%を加算した割合」と 「年7.3%」のいずれか低い割合		
平成26年1月1日～ 令和2年12月31日	「特例基準割合+1%」と 「年7.3%」のいずれか低い割合	「特例基準割合+年7.3%」と 「年14.6%」のいずれか低い割合	「特例基準割合」と「年7.3%」のいずれか 低い割合
令和3年1月1日～	「延滞金特例基準割合+1%」と 「年7.3%」のいずれか低い割合	「延滞金特例基準割合+年7.3%」と 「年14.6%」のいずれか低い割合	「平均貸付割合+年0.5%」と「年7.3%」の いずれか低い割合

※1 「特例基準割合」とは、銀行の貸出約定平均金利に年1%を加算した割合
「貸付約定平均金利」は日本銀行が公表する前々年10月から前年9月までにおける銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)の平均として、
各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合

※2 「延滞金特例基準割合」とは、銀行の平均貸付割合に年1%を加算した割合(令和5年中は年1.4%)
「平均貸付割合」は、各年の前々年9月から前年8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定金利の合計を12で除して計算した割合として、
各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合

注2 カ)における法定納期限から延長納期限までの期間の☆の割合で、地方税法附則第3条の2の2及び地方税法施行令附則第3条の2
の2の規定により、商業手形の基準割引率が年5.5%を超える場合は、次式により算出したもの。

$$7.3\% + \left[0.73\% \times \frac{\text{申告基準日の商業手形基準割引率} - 5.5\%}{0.25\%} \right] \quad (\leq 12.775\% \text{の場合})$$

注3 地方税法第72条の38の2第10項ただし書きの場合、当該徴収猶予期間に対応する部分の延滞金は免除しない。
なお、同法第72条の38の2第12項において準用する同法第15条の9第2項の場合は、キ)に該当する。

【参考】延滞金の割合の推移

適用期間	納期限の翌日から1か月を経過する日まで	納期限の翌日から1か月を経過する日から納税の日 まで
平成14年1月1日～平成18年12月31日まで	年4.1%	年14.6%
平成19年1月1日～平成19年12月31日まで	年4.4%	
平成20年1月1日～平成20年12月31日まで	年4.7%	
平成21年1月1日～平成21年12月31日まで	年4.5%	
平成22年1月1日～平成25年12月31日まで	年4.3%	
平成26年1月1日～平成26年12月31日まで	年2.9%	年9.2%
平成27年1月1日～平成28年12月31日まで	年2.8%	年9.1%
平成29年1月1日～平成29年12月31日まで	年2.7%	年9.0%
平成30年1月1日～令和2年12月31日まで	年2.6%	年8.9%
令和3年1月1日～令和3年12月31日まで	年2.5%	年8.8%
令和4年1月1日～令和6年12月31日まで	年2.4%	年8.7%

- ※1 延滞金の計算の基礎となる本税の金額は、その額が2,000円未満のときは全額を切り捨て、また、2,000円を超える本税に
1,000円未満の端数があればこれも切り捨てる。
- ※2 延滞金確定金額が、1,000円未満のときはその全額を切り捨て、また、端数金額に100円未満の端数があればこれも切り捨てる。

ア) 法定納期限後に納付し、又は納入する場合 〔 法県:地方税法64①一、個県:326①一、 利子:71の13①、配当71の34①、 株式:71の54①、法事:72の45①一、 個事:72の53①、不取:73の32①、 たばこ:74の22①一、ゴルフ:89①、 自動車(種):177の18①、鉱区:196①、 自動車(環):170①一、軽油:144の46①、 狩猟:700の63① 〕	
イ) 期限後申告により納付し、又は納入する場合 〔 法県:地方税法64①二、法事:72の45①二、 たばこ:74の22①二、自動車(環):170①二 〕	
ウ) 修正申告により納付し、又は納入する場合 〔 法県:地方税法64①三、法事:72の45①三、 たばこ:74の22①三、自動車(環):169①三 〕	
エ) 更正又は決定により納付し、又は納入する場合 〔 法県:地方税法56②、利子:71の12②、 配当:71の33②、株式:71の53②、 法事:72の44②、たばこ:74の21②、 ゴルフ:88②、自動車(環):169②、 軽油:144の45② 〕	
オ) 災害等により納期限が延長された場合 〔 法県:地方税法64①、個県:326①一、 利子:71の13①、配当:71の34①、 株式:71の54①、法事:72の45①、 個事:72の53①、不取:73の32①、 たばこ:74の22①、ゴルフ:89①、 自動車(種):177の18①、鉱区:196①、自動車(環): 170①、 軽油:144の46①、狩猟:700の63① 〕	
カ) 会計監査等により納期限が延長された場合 〔 法県:地方税法65、法事:72の45の2、 附則3の2の2、地方税法施行令附則3の2の2 〕	
キ) 徴収猶予された場合(課税の猶予) 〔 不取:地方税法73の25④・73の32①、 自動車(環):170①四、軽油:144の29③・144の45② 全税目:15の9②に該当する場合 〕 ※不取及び軽油については、発生した延滞金の全額ではなく、あくまで猶予された税額に付随した分に対してこの方法が適用される。 また、全税目については延滞金の全額が免除されるとは限らない。 いずれも免除されなかった額に対してはア)の方法が適用される。	

ク) 徴収猶予された場合(外形標準課税対象法人) 〔 法事:地方税法72の38の2⑩⑪ 〕	
ケ) 申告書等の提出がない場合の普通徴収による自動車税の場合 〔 自動車(種):地方税法177の18② 〕	
コ) 申告書提出期限の翌日から1年を経過する日後に修正申告し、納付する場合 〔 法県:地方税法64②、法事:72の45② 〕	
サ) 申告書提出期限の翌日から1年を経過する日後の更正により納付する場合 〔 法県:地方税法56③、法事:72の44③ 〕 (※)法人税の修正、更正又は決定による更正に係るものについては、当該法人税の修正申告書を提出した日又は税務官署が更正若しくは決定の通知をした日	
シ) 期限内申告により納付し、職権による減額更正後、修正申告により納付する場合 〔 法県:地方税法64③、法事:72の45③ 〕 (※1)平成29年1月1日以降に法定納期限等が到来する申告から適用 (※2)更正の請求による減額更正の場合、減額更正後の延滞金控除期間が1年後ずれする。 〔 法県:地方税法56④、法事:72の44④ 〕	40 50 50 90 100 50 140